

組合員加入のご案内

大井川漁協
TEL 0547-37-3048

第5種共同漁業権免許を受ける漁業協同組合は、河川や湖沼の魚類資源と流域環境を守るため、環境や川、魚を愛する人を対象に組合加入を呼びかけています。

組合員のメリット

- 鮎、あまご釣が一般遊漁料よりお得にできます。(R6～あまご遊漁証が廃止)
- 店舗で遊漁証を購入する手間がありません。
- 紛失時に腕章の再発行ができます。(別途手数料がかかります。)
- 組合の活動を紹介した「組合員だより」を年1回お届けします。
- 追だも、投網の行使資格が得られます。(申込期間：7/1～8/10)
- 鮎エサ釣、追だも、投網、うなぎうげは別途許可証を組合でお求めください。
- 加入対象は次の市町に住所登録があり、免許証等のコピーが提出できる方です。

〔 榛原郡川根本町、島田市、藤枝市、焼津市、榛原郡吉田町
(注)旧焼津市・旧岡部町の方は加入できません。 〕

初年度の鑑札配布時期

区分	申込締切	配布時期
あまご釣 うなぎ漁	1月末	2月下旬
鮎釣	4月末	5月下旬

- 組合員証で鮎釣、あまご釣、うなぎ漁ができます。(あゆ餌釣を除く。)
- 2年以上の継続加入をお願いします。
- 5月以降は翌年度の加入です。

組合員証の配布と集金

(組合賦課金) ※自動継続
年額 3,000円

- 訪問集金、コンビニ2年払のどちらかを選べます。
- コンビニ払いは令和7年からです。(入金確認後、組合員証を郵送します)
- 翌年以降の集金時期は4月です。新しい組合員証が届くまでは前年度の組合員証を使用してください。

✂ 郵送の場合は下の太枠内に連絡事項を記入し、加入申込書と一緒に提出下さい。 ✂

氏名	TEL	通信欄 (○を する)	受取連絡： いる・いない 翌年集金 (個別・コンビニ2年払)
※初年度組合費	未納・入金 (月 日) 1年・2年		(受付印)
※初年度配布方法 (コンビニ払不可)	郵送 (組合費入金済の方) ・ 組合窓口 地区世話人扱 () その他 ()		

※は組合で記入します。

(組合用)